新潟市都市政策部 まちづくり推進課

ミズベリング信濃川やすらぎ堤施設使用契約書の改正について

1. 第三者の使用について

公的な催しであれば、施設使用者の管理下にない第三者でも使用できるようにするための措置。

	新	IΒ
	公的な催しであれば、第三者への権利	第三者への権利義務の譲渡及び転貸(=都
	義務の譲渡及び転貸(=都市・地域再生	市・地域再生等利用区域の使用)は出店者
	等利用区域の使用)を可能とする。	以外不可
変更	公的な催し以外で、検討の必要がある	
内容	ものについては施設使用契約第25条の	
	規定に基づき別途協議、検討するものと	
	する。	
	【R3 施設使用契約書(案)】	【R2 施設使用契約書】
	(権利義務の譲渡等の禁止)	(権利義務の譲渡等の禁止)
	第8条 乙は、本契約によって生ずる権	第8条 乙は、本契約によって生ずる権利
	利及び義務の全部又は一部を第三者に	及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡
契約	譲渡し、転貸し、担保に供してはなら	し、転貸し、担保に供してはならない。
	ない。ただし、丙又は公的な使用をす	ただし、丙を除く。
	<u>るもののうち、甲及び乙が合意したも</u>	
	<u>のを除く。</u>	